

公 告

令和7年(2025年)5月1日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	2-12
(2) 件 名	北房ほたる公園緑化管理業務
(3) 履行場所	真庭市下砦部地内
(4) 履行期限	令和 7年11月28日
(5) 業務概要	剪定工 高木類 アラカシ31本 クヌノキ12本 薬剤散布 その他必要な連絡の実施等
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	緑地等保護管理(庭木芝管理)
(3) 営業所の所在地	市内に事業所(本店又は営業所)を有する者
(4) その他	別添仕様書の通り

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 7年 5月22日 10時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、北房振興局地域振興課【TEL】0866-52-2111へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 7年 5月14日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	北房振興局地域振興課 【メール】chiiki_hb@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 7年 5月22日 10時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、北房振興局地域振興課へ連絡すること。)

4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 7年 5月22日 10時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 7年 5月22日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告 共通事項」による。また、不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市北房振興局地域振興課

TEL 0866-52-2111 / FAX 0866-52-4496

北房ほたる公園緑化管理業務仕様書

1. 適用

本業務仕様書は、北房ほたる公園緑化管理業務について適用する。

2. 管理業務の対象となる施設

施設の名称 北房ほたる公園
所在地 真庭市下砦部1203-1

3. 管理期間

契約日から令和7年11月28日まで

4. 管理体制

- (1) 責任者 施設の管理を総合的に適正かつ円滑に遂行するため責任者を1名以上を配置すること。
- (2) 作業員 施設を適正かつ安全に管理するため、作業員を適正に配置すること。
- (3) 業務の報告 業務の実施にあたっては、日報等により記録し、完了報告書を提出すること。

5. 業務内容

業務	場所	数量	内容
樹木管理	高木	31 本	アラカシ
	高木	6 本	ケヤキ 高所作業車
	ツツジ類	235 m ²	ヒラド キリシマ 除草剪定 (株間の樹木、ツタ、草等切り)
		31 m	キリシマ列植 除草剪定 (株間の樹木、ツタ、草等切り)
除草剤	2 回	ヌスビトハギ除草 (池・川周辺緑地) ※葉を枯らすタイプの除草剤	
薬剤散布		2 回	殺虫殺菌剤散布 5~6月 ※チャクドガ
注意事項	・作業で発生したゴミ (刈り込みかす、落ち葉、草等) は、全て清掃し処分すること。 ・作業にあたっては、来園者の妨げにならないようにすること。 ・作業等に使用する機械等は、全て受託者が用意することとし、薬剤、燃料等に係る費用も受託者が負担すること。		

5. 注意事項

- ①実施する日時は、受託者と協議の上決定する。
- ②受託者は、「労働安全衛生法」等関係法規の定めるところにより常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害の発生の防止につとめること。
- ③農薬及び石油類等の危険物を使用する場合は、その保管及び取扱いについて関係法規の定めるところに従い、万全の対策を講じ、ほたる等の生態への影響にも十分配慮すること。
- ④剪定・雑木伐採等は木の種類により適切な時期に作業を実施すること。

6. その他疑義のあるときは、真庭市と受託者がその都度、協議するものとする。